

Title	明治前期大審院判決錄刊行會編 『明治前期大審院民事判決錄』(第一卷)
Sub Title	The publishing association for the collections of judgements of the supreme court in early Meiji era (ed.) : The collections of civil case judgements of the supreme court in early Meiji era, vol. 1
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.7 (1957. 7) ,p.78- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570715-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

困窮を打破し財産犯罪の原因を少なくすることが一番望ましいけれども、これは強力な社會政策と財政的な支援を必要とする。これが急には爲し得ないとすれば、差し當つては社會の構成員が自覺して、犯罪を未然に防ぐことに専念しなければならない。たしかに本書は

内容豊富であり、かつ面白く書かれたモノグラフィーである。多方面の讀者層を得ることは必定である。従つて科學的、心理學的體系は後退し、犯罪のいろいろな技術攻撃方法を純粹に記述したことの方が、前景に出ている。著者ヘンティッヒが非常に具體的に敍述した本書は、しかし犯罪心理學者にも貴重な示唆を與えるであろう。

その意味で體系書というよりは、ケースブックとしての役割を認めた。ともあれ行爲者人格を稽查するに當つて、これ迄一般に問題となつていたよりも、はるかに多く徵表學的な利用を可能にする筈である。

本書については H. Krüger が *Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform* 39. Jahrg. 1. Heft. 1956. S. 56 ff. と Germann が *Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht* 72. Jahrg. 1957. Heft 1. S. 85 ff. で書評を行つてゐる。

(一九五七・六・一一)

(附釋注)

明治前期大審院判決錄刊行會編

『明治前期大審院民事判決錄』 (第一卷)

1

「大審院判決錄」第一輯が世におくられたのは明治二八年であったが、それより以前、明治八年大審院創設以來の二〇年間にわたり、年々、同名の判決錄が出版されており、その冊數が二〇〇冊にもおよんでいたことを知る人はすくない。現在、その完本を藏するところは、専門の法律圖書館といえども皆無に近く、研究者すらも容易に披見しがたい稀覯書となつてゐる實情にある。

いまさら喋々するまでもなく、判例は「生ける法」であり、判例をはなれて、ある國で、ある時代に實際に行われてゐた「法」を察知することは不可能である。判例は、一面では、その時代の社會生活の實態をつぶさにつたえ、他面において、その時代の法律理論の水準を如實にしめしている。今日、わが國における立法も、學說も、裁判も、これらすべてが、明治初年このかたの判例の推移變遷をまつたく度外視しては理會しない、という意味で、過去のふるき判例をがぶる」とは、法曹・學者にとり、たんなる歴史的な興味のみ

にとどまるものではないであろう。別言すれば、「大審院判決錄」以前の判例を知ることなしには、明治以降のわが法制の發展構造を正確にとらえることはできない、といいうるのである。この貴重な判例が、既述のとおり、ほとんど近づきえない状態におかれていたので、專家にとつては、ひさしい期間、まことに隔靴搔痒の思いをいたかせていたのである。すなわち、ここに、明治前半期の「大審院判決錄」の複刻、刊行がつよく要請されるゆえんがあつた。

さきに、斯界のエキスパート十數氏によつて明治前半期大審院判決錄刊行會の結成を見、本塾より手塚豊・田中實兩教授が參加されたのであるが、同會においては、まず第一期事業として民・商事部門の複刻が企畫され、今般、その第一巻がいよいよ上梓されるはこびとなつた。研究者にとつて、多年の渴望をいやす絶好の朗報であり、いうなれば、まさに旱天に慈雨の感がふかい。

この價値たかき文書の再現により、明治前半期の空白は完全にうめられるのであるが、この年代の資料の充實は、將來の攻究に大きき礎石をあたえ、かならずや新たなる視野が開かれるにちがいない。まことに斯學の進展のため慶賀にたえないところであるとともに、このきわめて有意義な、しかばん大至難の業に眞正面から取りくまれた、我妻榮氏を代表とする編集委員諸氏の犠牲的な努力に對し、衷心より敬意と感謝を表したい。

二

「明治前半期大審院民事判決錄」と表題される本書は、さいわいにも散佚をまぬかれて、既刊の判決錄がほぼ全部そろつてゐる法務省の一月にいたる二ヵ年半の判例を登載してゐる。本書の構成をみると

法務圖書館所藏本を底本とし、これを、最高裁判所事務總局訟廷部に、これまたくしくもほとんど完全に保管されていた大審院判決原本と嚴密なる對校を行つた後、活字にうつされたものである。

二部にわかつたれどおり、その第一部(五頁)は既刊判決錄の複刻にあ

てられ、判決錄九頁分ずつを、本卷一頁のわりに縮冊してある。こ

の部は、判決錄の複製を目的とするものであるから、判決錄と判決

原本との對比により明らかとなつた誤記・誤植のうち、きわめて重

要なものは、第二部の「收錄判決參考事項」中に記載することとし、

また、判決錄に附してある正誤表についても、綴込みあるものはそ

の個所にしたがつて、挿込みのものなどは當該判決錄の末尾に、そ

れぞれ採録してある。

その第二部(二六一)は「補遺」であり、それはさらにしきの四項目に區分される。第一は「收錄判決參考事項」として、判決原本に綴込みある各判決についての参考資料を細大なくおさめてあり、第二は「不收錄判決」であつて、さきにしたごとく、判決錄に掲載されなかつたすべての判決をまとめている。第三は「願下事件」の項であり、審理中途で解説などによつて願下となつた各事件の名稱・願下事由をしめし、第四は「處理不明事件」として、本卷編集完了のときまでに、その處理顛末が分明するにいたらなかつた事件につき摘記してある。

本卷の末尾に、「判決索引」が添加されており、收錄順番號・判決月日・事件番號・事件名・当事者・擔當裁判官・判決原本卷丁數・判決錄卷丁數・本書頁數の順に排列されていて、検索の便に利するところが多い。なお各事件ごとに、判決要旨・關係事項・參照法令などをあわせしめす必要があるが、これらは、本書全卷完結後に刊行さるべき「綜合索引」にゆずられている。

ここにちなんに、本卷に集録された當該年度の、既刊判決錄なら

びに判決原本の概要を表示すれば、左のとおりである。

年度	判決錄			判決原本	備考	
	件數	冊數	頁數			
明治八	六	六	三	一	一	八
	三	三	一	四〇	八	八年および九年の判決に合綴。判決原本は
明治九	二	二	一	七九	一	八年の件數は願下事件を
	四九	四九	一	八〇	ふくむ。	
明治十	九	九	三	三〇	八年の件數は願下事件を	
	三	三	一	三七〇	ふくむ。	
明治十一	二	二	一	三七〇	八年の件數は願下事件を	
	二〇	二〇	一	三七〇	ふくむ。	

おさめられた個々の判例を通覽していくと、明治初年の態様が身近に感ぜられて、まことに興味つきないものがあり、また資料的見地よりするも、すくなくからざる收穫が見出される。それらを詳密に舉示するのは、かぎられた紙幅ではあり、かつ、この小稿の範囲を超えるかとも思料するのでここでは割愛し、他日を期すことになった。

三

おもうに、明治前半期の「大審院民事判決錄」は、明治以降、わが國私法の發展をそのままにうつしてゐるかがみである。と同時に、それは、無限の資料をいだく偉大な寶庫でもあろう。けだし、當時の司法を知るもつとも基本的な文書であるのみでなく、そのなかに、そのころの社會・經濟の諸情勢が如實に反映されているがゆえに、法制史はいうまでもなく、經濟史その他、隣接する諸研究分野の探究に、きわめて價値のたかい素材として提供されるからであ

る。

初期の大審院判例から、まず考察をほりさげていくことは、法曹・學者にとつてとりわけ重要な意義をもつてゐる。かつて石山彌平氏は、はやくからこのことに着目してゐたが、その後、中田薰博士が入會の理論を、この源泉より汲まれたのは學界周知の事實である。この貴重な、そして今日では稀覯となつた既刊の判決錄を複刻・刊行する——判決原文との對校により多くのものを補い、完璧な姿で判決を再現して、世の人々の共有財産にする——という至難な事業に敢然としてすすまれ、現在のぞみうる最良の形にまとめあげられた編集委員諸氏に對しては、後學のひとりとして畏敬の念を禁じえない。

近來、明治史研究の氣運ようやく勃興し、その長足の進展は年を経てめざましい。このとき、さらに「明治前期大審院民事判決錄」が出現したことは、この氣運に拍車をかけるものである。明治初年以降における諸判例の史的趨移を精到に吟味することにより、將來、幾多のすぐれた勞作が編まれ、明治史の発明に一段のふかみを加えるにちがいない、とおもわれる。

この後世にのこる偉業のつつがなき完遂を心より希念しつつ、つたなき紹介の筆をおきたい。(三和書房刊 A4判 二八八頁 頒
價二〇〇〇圓)

(向井 健)

執筆者紹介

田口精一 法學部助教授 憲法

中村洸 法學部助教授 國際法

中谷瑾子 法學部助教授 刑法

宮澤浩一 法學部助手 刑事學

向井健 法學部副手 日本法制史
奈良和重 法學部副手 政治學